

合同会社大福
居宅介護事業所夢だいふく

【虐待防止のための指針】

1 基本方針

合同会社大福(居宅介護事業所夢だいふく)は、利用者の人権擁護及び虐待防止を事業運営上の重要課題として位置付け、障害者虐待防止法及び関係法令の理念に基づき、虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応に努める。

利用者一人ひとりの意思、人格及び尊厳を尊重し、「本人主体」の支援を基本とする。

また、利用者が安心して地域生活を継続できるよう、職員一人ひとりが権利擁護の意識を持ち、虐待のない事業所づくりを推進する。

2 虐待の定義

当事業所では、障害者虐待防止法に基づき、次の行為を虐待として取り扱う。

(1) 身体的虐待

暴力行為、身体拘束その他利用者の身体に外傷や苦痛を与える行為。

(2) 心理的虐待

暴言、威圧的な言動、無視、拒絶的対応等により精神的苦痛を与える行為。

(3) 放棄・放任(ネグレクト)

必要な介助や支援を行わないことにより生活や健康に影響を与える行為。

(4) 性的虐待

性的な行為の強要、わいせつな言動、利用者の羞恥心を傷つける行為。

(5) 経済的虐待

利用者の財産や金銭を不当に使用する行為又は利用者本人の利益を損なう行為。

3 虐待につながる不適切支援の防止

当事業所では、虐待には至らないものの、虐待の芽となる不適切支援についても防止に努める。

具体例

- 威圧的な声かけ
- 命令口調での対応
- 急がせる介助

- 本人不在での会話
- 長時間同一姿勢の放置
- 羞恥心への配慮不足
- スピーチロック
- 介助者都合による支援
- 利用者の意思確認不足
- 「大丈夫です」を鵜呑みにする対応

職員は日常的に支援を振り返り、不適切支援の予防に努める。

4 虐待防止責任者

当事業所は虐待防止責任者を配置する。

虐待防止責任者

代表社員

主な役割

- 虐待防止体制の整備
- 虐待防止委員会の開催
- 職員研修の実施
- 虐待発生時の対応及び行政報告
- 再発防止策の策定

5 虐待防止委員会

虐待防止の推進を図るため、虐待防止委員会を設置する。

委員会の役割

- 虐待防止に関する検討
- ヒヤリハット及び事故報告の分析
- 再発防止策の検討
- 職員研修計画の作成
- 研修実施状況の確認
- 職員セルフチェックの確認
- 発生時対応の検証

- ・ 身体拘束適正化との連携

開催頻度

年 1 回以上開催し、必要時は随時開催する。

6 研修について

全職員を対象に、年 1 回以上の虐待防止研修を実施する。

研修内容例

- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 権利擁護
- ・ スピーチロック
- ・ 不適切支援
- ・ 身体拘束等の適正化
- ・ 利用者主体支援
- ・ プライバシー保護
- ・ 重度訪問介護における支援上の留意点など

新規採用職員についても、採用時に虐待防止に関する研修を実施する。

7 虐待発生時の対応

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先とし、速やかに管理者へ報告する。

その後、事実確認を行い、必要に応じて次の関係機関と連携して対応する。

- ・ 市町村
- ・ 相談支援事業所
- ・ 家族
- ・ 医療機関
- ・ その他関係機関

また、再発防止策を検討し、全職員へ周知する。

8 職員等からの相談体制

虐待又は虐待につながる可能性のある事案を発見した職員は、速やかに管理者へ報告できる体制を整える。

相談・報告を行った職員が不利益な取り扱いを受けないよう配慮する。

9 利用者等への説明

本指針は事業所内への掲示及びホームページへの掲載等により公表し、利用者及び家族へ周知する。

10 指針の見直し

本指針は法令改正、事業所運営状況、研修及び委員会の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

制定日 令和４年７月１日

最終改訂日 令和８年７月１日